

会 議 録					
行 田 市 教 育 委 員 会 令 和 8 年 第 9 回 8 月 定 例 会					
招集年月日	令和8年8月19日（水）		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2 A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	8月19日（水）	午後 2時00分	教育長	渡 辺 充
	閉会	8月19日（水）	午後 2時39分	教育長	渡 辺 充
教育長	渡 辺 充	教育長職務代理者	鹿 山 高 彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡 辺 充				
2	鹿 山 高 彦				
3	大 竹 洋 平				
4	大 木 華 子				
5	田 口 路 子				
議 事 参 与 者			書 記		
副教育長		諸貫 忠秋	書 記 長		守 裕平
生涯学習部長兼参事		長島 浩司	書記次長		阪本 康秀
学校教育部次長		山崎 博司	書記		上野恵美子
生涯学習部次長兼文化財保護課長		磯貝 和実			
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長		松田 正			
生涯学習部次長兼郷土博物館長		鈴木紀三雄			
教育総務課長		守 裕平			
教育指導課長		大野 三佳			
学校給食センター所長		柿沼 誠			
教育支援センター所長		篠田 豊和			
生涯学習課長		近藤 隆洋			
スポーツ振興課長		伊藤 賀章			
教育文化センター所長兼中央公民館長		蓮沼 義典			
生涯学習部副参事		岡田 安弘			
学校教育部副参事		星野 俊介			

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。	
		教育総務課長 本日、傍聴人は1名である。	
		教育長 本日の会議日程は議案7件である。議案第49号及び議案第50号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。	
		【全委員承認】	
		教育長 日程に先立ち、7月定例会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 7月定例会会議録報告	
		教育長 何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
	議案第51号 令和8年度行田市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書（令和7年度事業対象）について	教育長提案、書記次長議案朗読	
		教育総務課長 本案は、令和8年度行田市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書（令和7年度事業対象）についてである。この報告書の構成は、1の「はじめに」から、5の「総評」までとなっているので、順に説明する。 1のはじめにであるが、教育委員会の事務執行に関する点検評価の結果について報告書を作成し、市議会をはじめ市民に対し公表する旨	

		を記載している。 2の点検評価の対象及び方法であるが、対象は、行田市教育大綱に位置付けている5つの柱に沿った教育行政重点施策に掲げる主要事業である。次に点検評価の方法であるが、令和7年度に実施した事務事業のうち、新規事業や見直しを図ったもの、あるいは毎年度継続して実施している事業のうち各所管において重要視しているものを対象として、27事業に絞り「事務事業の点検評価シート」を作成した。点検評価シートでは、必要性、有効性、効率性、達成度、方向性の5項目の視点で評価を行っている。また、点検評価の実施にあたり、7月28日に、教育に関し学識経験を有する大学職員及び元校長であり市教育支援センター所長であった2名からご意見・ご提言をいただいた。 3の点検評価の結果であるが、評価項目の集計をグラフで表したものである。また、所管別に評価項目の内訳を掲載している。 4の点検評価シートであるが、各所管が実施した事務事業ごとにまとめた点検評価シートである。上段には事務事業の概要を、下段には決算額や事業の成果、評価、有識者の意見、並びに課題や今後の方向性を記載している。27事業を掲載しているが、本日はそれぞれの説明を省略し、事前に委員各位からいただいたご意見の紹介及びご質問への説明を行う。 今後の対応についてであるが、委員各位からいただいたご指摘を報告書に反映し、完成後に市議会議員あてに送付する。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 教育指導課長 本案は、行田市立小・中学校職員服務規程の一部改正についてである。JICA ボランティア事業は、制度・呼称の変更を行い、2018 年秋募集より、従来の年齢による区分から専門性による区分に変更した。また、呼称も「青年海外協力隊シニア海外ボランティア」から「青年海外協力隊シニア海外協力隊」に改められ、総称を JICA 海外協力隊とする変更があった。これを踏まえ、様式第7号の15「自己啓発等
	議案第52号 行田市立小・中学校職員服務規程の一部改正について	

		休業承認申請書」中の「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改めるものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】
	議案第５３号 行田市スポーツ推進委員の委嘱について	教育長提案、書記次長議案朗読 スポーツ振興課長 本案は、行田市スポーツ推進委員の委嘱についてである。現在２３名に委嘱している行田市スポーツ推進委員について、新たに１名を委嘱することについてお諮りするものである。行田市スポーツ推進委員は、各地区スポーツ協会からの推薦を受け委嘱しているところであるが、佐間地区スポーツ協会から、長年にわたり佐間地区のスポーツ振興活動に貢献している候補者の推薦書が提出されたものである。なお、当該委員の任期は令和８年９月１日から始まり、他の２３名の委員と同様に令和１０年３月３１日までとなる。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】
	議案第５４号 行田市文化財保存活用 地域計画協議会委員の 委嘱について	教育長提案、書記次長議案朗読 文化財保護課長 本案は、行田市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱についてである。現在、行田市文化財保存活用地域計画協議会委員を１７名委嘱しているところであるが、委員の任期が本年８月３１日をもって満了を迎えることから、新たな委員の委嘱についてお諮りするものである。委員は、歴史及び文化財に関し識見を有する者、文化財に関係する機関又は団体の代表者、文化財の所有者、商工に関する機関又は団体の代表者など、合計１７名を選出している。今回の委員案は１４名が再任となっている。委員の任期は令和８年９月１日から令和１０年８月３１日までの２年間である。「文化財保存活用地域計画」

		は、文化財保護法に基づき市町村が任意で作成する市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である。地域の歴史や文化を踏まえて多様な文化財を体系的に整理し、これらを総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図り、文化財の継承につなげようとするものである。これまで「行田市文化財保存活用地域計画」の作成において委員からご意見をいただき、昨年度、文化庁に正式な計画として認定されたところである。今後は、当該計画に基づく実行プランの作成に関して、委員からご意見を聴取するものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長提案、書記次長議案朗読 郷土博物館長 本案は、行田市郷土博物館協議会委員の任命についてである。博物館協議会委員の定員は10名以内となっているところ、先月の定例教育委員会において9名の任命をお諮りしたが、残りの1名について推薦状が提出されたことから、新たに任命しようとするものである。今回任命となる委員は、選出区分のうち1号委員である学校教育及び社会教育の関係者として、社会教育委員会議より推薦された方である。委員の任期は、令和8年8月22日から令和10年8月21日までの2年間である。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】 教育長 これより非公開とする。
	議案第55号 行田市郷土博物館協議会委員の任命について	
	議案第49号 令和8年度一般会計教	教育長提案、書記次長議案朗読

	育費補正予算について	教育総務課長 本案は、令和８年度一般会計教育費補正予算についてである。 債務負担行為補正についてであるが、文化財保存活用事業補助金は、旧荒井八郎商店事務所等建物について、民間事業者による利活用を推進するため、施設改修等に係る費用のうち、市として補助する耐震補強工事分を措置するものである。本補助金は、令和７年度に同様の債務負担行為補正を措置したところであるが、近年の人件費や材料費等の高騰により耐震補強工事費用に不足が見込まれることから、増額して措置するものである。 教育長 何か意見等はあるか。 【全委員承認】
	議案第５０号 財産の取得について	教育長提案、書記次長議案朗読 教育総務課長 本案は、行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末フィルタリングソフトライセンスの物品売買契約を締結するため、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものである。 まず、フィルタリングソフトライセンスを購入しようとする目的であるが、第２期 GIGA スクール構想に基づき、現在、小中学校学習者用及び教職員等用タブレットの更新を進めているところである。８月中にすべての小中学校へのタブレット端末の納品が完了する予定であるが、児童生徒が安心・安全にタブレットを利用するためには、インターネット上の違法・有害情報との接触を未然に防ぐフィルタリングソフトの導入が必須であることから、フィルタリングソフトライセンスを５年間分取得するものである。 次に、購入する財産の概要についてであるが、品名は「行田市立小中学校学習者用及び教職員等用タブレット端末フィルタリングソフトライセンス」、数量は５，０６０ライセンス、契約の方法は随意契約、金額は消費税を含めて４，８４２万４，２００円である。契約の相手方は、五幸事務機株式会社行田支店である。 今回購入しようとするフィルタリング製品は、デジタルアーツ社が提供する「i-FILTER@Cloud GIGA スクール版」であり、現在も本市

		の小中学校において使用している製品である。製品の決定にあたっては、フィルタリングの方式や他の製品を比較検討した結果、現在各小中学校で利用している設定がそのまま引き継げるという事務の効率性や、URL 単位で細かく制限できるというシステムの柔軟性の観点から、現行製品を継続採用することとした。 次に、取得ライセンス数の内訳についてであるが、学習者用として小学校分 2, 943 台分、中学校分 1, 730 台分の計 4, 673 台分、教職員用として小学校分 225 台分、中学校分 159 台分の計 384 台分、教育委員会用として 3 台分、合計 5, 060 台分となっている。なお、タブレット端末の導入台数は全体で 5, 760 台であるが、取得ライセンスについては予備分の 700 台を除いた必要台数のみの購入となっている。納入場所は市内小中学校 20 校及び教育委員会事務局の計 21 箇所、納入期限は令和 8 年 11 月 30 日である。 教育長 何か意見等はあるか。 鹿山委員 物品売買仮契約書を見ると、契約期間が書かれていないが、取得理由の中では 5 年分の取得となっている。この金額は、5 年分ということでしょうか。 教育総務課長 5 年分の金額である。 鹿山委員 仮契約書には使用できる期間が書いてないが、書いてなくてよいのか。 教育総務課長 規格の i-FILTER@Cloud GIGA スクール版の購入というのが、5 年分の製品を購入するということになっている。 【全委員承認】
--	--	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	
1 次回定例会開催予定日	令和8年9月24日（木） 午後2時00分 行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員